

原子力関係閣僚会議(H28.3.11)を受けた動きについて

3/11

原子力関係閣僚会議(第4回)

平成27年7月の全国知事会の提言等に応え、原子力災害対策の充実に向け、特に重要と考えられる点について、政府の考え方を明らかにし、対応方針を示す「原子力災害対策に向けた考え方～福島を教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～」を決定。

政府は、原子力防災に関する施策の検討や予算要求に際しては、事前に、全国知事会等と意見交換をするなど、自治体の意見を十分に踏まえることとする。

さらに、法改正でなければ対応できない課題が明らかになった場合には、必要な法改正について検討を行う。

【決定のポイント】

1.国と自治体の役割の明確化

①国は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合の対応について、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部が、合同会議において意思決定を行うなどの体制の下、矛盾した指示を出すことがないように対処を行う。

2.大気中放射性物質の拡散計算の活用

①自治体は、地域の実情にあった大気中放射性物質の拡散計算を保有することが可能。国は、財政的な支援を行う。
②国は、自治体が自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。

3.安定ヨウ素剤の配布について

①UPZ(30km圏)においても、緊急時に配布することが困難な地域に関しては、自治体の判断で事前配布を行うことができる。国は、財政的な措置も含め支援する。
②3歳未満児が服用可能な安定ヨウ素剤については、薬事承認申請が行われた後、速やかに審査を行う。

4.実動組織の協力

①国は、実動組織(警察、消防、海上保安部署、自衛隊)の参加を含め、原子力災害に責任をもって対処する。
②緊急時は、各実動組織の部隊の長のうち定められた者が、自治体と連携しつつ臨機応変に調整し、対応する。

5.民間事業者、国・自治体職員の協力

①国は、協定等で定めておくべき内容をマニュアル等において明示するとともに、自治体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行う。
②国は、ICRP勧告の基準等を受けてこれまで締結された協定が前提とした目安を参考にして被ばく線量の管理の目安を設定した上で、その範囲内での要員の線量管理の方法や防護に必要な資機材の整備等について、考え方を明示する。

6.原子力事業者の責務と具体的な対応

①原子力事業者は、住民避難を含む被災者支援のため、被災者支援活動チームを組成し、必要な装備・資機材を整備する。

4/25

原子力災害対策関係府省会議

原子力災害対策充実に向けた取組について、3つの分科会を設置し、自治体の意見を聞きながら、検討を行うことを決定

- ・第一分科会:実動部隊の協力
- ・第二分科会:民間事業者の協力
- ・第三分科会:拡散計算も含めた情報提供の在り方

4/15

危機管理・防災特別委員会(拡大版)

原子力関係閣僚会議の報告、意見交換をし、SPEEDIの活用方法についてのワーキングチームを設置し検討することとした

5/13

SPEEDI等拡散計算の活用方法等ワーキングチーム

4/26

柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会(第2回)

避難計画の具体化・充実に係る主な課題に取り組んでいくなどを決定した
①地域の実情等に応じた具体的な防護対策(避難、屋内退避)、②拡散予測計算結果の活用方法、③要支援者の防護対策(避難、屋内退避)、④災害対応業務に従事する民間事業者との協定締結、⑤医療機関・福祉施設・学校等における避難計画、⑥住民への安定ヨウ素剤の配布方法の検討、⑦避難退域時検査(スクリーニング)の体制、⑧避難対象地域の設定とモニタリングポストの配置・整理、⑨複合災害、豪雪時等の避難方法、⑩屋内退避者への物資輸送 等

H28.4～

内閣府現地派遣チーム

広域避難検討ワーキングチームの検討状況等

課題	検討状況等
1班 情報伝達	①情報ツールの活用方法を含め、効果的な住民伝達の在り方を検討中
2班 マッチング	①避難市町村と受入市町村の基本的なマッチングを示した ②避難ルートの検討状況に合わせて、さらにマッチングのあり方を検討していく
3班 避難ルート	①各市町の避難計画が順次完成 ②避難時の交通規制、緊急自動車通行等について、関係機関と調整中 ③高速道路の利用について、関係機関と課題を検討中
避難手段	①原子力災害時の対応・協力について、バス、鉄道、船舶等の交通事業者の考え方を聴取し、国に確認中
屋内退避の在り方	①引き続き屋内退避の考え方や防護対策の在り方を検討していく ②屋内退避を継続するための課題（物資供給の在り方等）を検討中
4班 スクリーニング	①原子力災害対策指針の改正を受け、問題点を原子力規制委員会に指摘 ②緊急被ばく医療の在り方と併せて検討していく
5班 緊急時モニタリング	①緊急時モニタリング計画を作成中 ②U P Z市町に対し現在保有している可搬型モニタリングポストの配置に必要な事項の確認 ③H27年9月に、環境センターへの資機材事前配置を実施
6班 受援体制	①具体的な受援の仕組みの整備に向け、本部体制の見直しを含め検討中
7班 避難者受入れ対応	①各市町村において、マッチングの相手方と具体的受入体制を調整
8班 安定ヨウ素剤	①H27年9月から事前配布を実施（約8割） ②「安定ヨウ素剤事前配布に関する検討会」で検討中
9班 要配慮者の避難体制	①P A Z内の福祉施設について、避難先福祉施設とのマッチング ②すでに策定された学校の避難計画を示し、他地域における避難計画の策定に向けた取組を支援 ③建物の放射線防護対策事業の実施施設の見学会を実施するなど、福祉施設の要配慮者の防護対策を検討
10班 物資の搬送	①3班の検討（屋内退避の在り方）とあわせた検討を行う
その他 不特定多数の者が利用する施設等における避難計画の策定	①各部局を通じて「原子力災害時の避難計画（例）」（H28.2.24メールにて周知）をもとに、市町村の避難計画との整合図りながら、個別の事業者等の避難計画の策定を支援

※色付きの課題については、県の担当部局においてすでに具体的な取組を進めている。

平成28年5月31日

防災局原子力安全対策課

原子力発電所からの距離や福祉施設等の位置が一目でわかる「平成27年度版新潟県原子力防災対策検討マップ」を作成しました。

県では、災害対策本部や市町村、関係機関が、原子力災害対応を検討するための資料として、「平成27年度版新潟県原子力防災対策検討マップ」を作成し、県内市町村、関係機関等に配付しました。

1 作成目的

各災害対策本部や関係機関等が、共通のマップを使用し、地域の情報を共有することにより、円滑に災害対応を検討する。

2 特徴

原子力発電所からの距離や放射線防護施設、医療機関、福祉施設、避難経路所、バス避難のための一時集合場所等の防災関連施設等が一目でわかるように掲載。

災害の局面に応じた活用ができるよう、縮尺250,000分の1（全県版）、65,000分の1（概ね30km圏版）、25,000分の1（概ね10km圏版）の3種類を作成。

3 活用想定・実績

住民避難対策（避難・避難者受入）の検討等の災害対応、原子力防災訓練、原子力災害対策本部要員研修 等

（別添写真「原子力災害対策本部要員研修（H28.5.23実施）」参照）

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全対策課長 須貝
直通 025-282-1690 内6450

原子力災害対策本部要員研修(H28.5.23実施)

